

## 地方独立行政法人市立吹田市民病院 第3期中期目標（案）の要点

## 1. 前文(抜粋)

本文	論点	要点
<p>団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年(2025年)が目前に迫る中、増加・多様化する医療ニーズに応じた切れ目のない医療提供体制の構築を目指す大阪府地域医療構想の趣旨に沿うとともに、団塊の世代が85歳以上となる令和17年(2035年)も見据え、地域の中核病院として、本市や豊能医療圏における将来的な医療需要の変化に応じていく必要がある。</p>	<p><b>大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割</b></p>	<p>大阪府地域医療構想、新公立病院改革ガイドラインを十分理解したうえで配意し、本市や豊能医療圏における将来的な医療需要に対応すること。</p>
<p>そうした中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域における在宅医療(介護との連携含む。)の重要性は一層高まっており、近隣病院や地域の診療所の支援、連携を更に推進していかなければならない。</p>	<p><b>在宅医療への支援 (地域の医療機関との連携)</b></p>	<p>在宅医療への高まる需要に応え、地域の医療機関と連携をさらに推進すること。</p>
<p>また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の発生時や、近年頻発している災害の発生時においても、関係機関と連携しながら医療の提供を維持するなど、災害医療協力病院としての役割を担うことが求められている。</p>	<p><b>災害・感染症等 有事の医療体制の確保</b></p>	<p>地域の医療機関・市の担当部署等と連携し、各医療での中心的役割を果たすこと。</p>
<p>法人が医療環境への変化に対応しながら、これらの取組を確実に実施し、今後、生産年齢人口の減少が加速していく中でも、地域の中核病院としての役割を果たすためには、安定的・効率的な病院運営が必要不可欠である。そのためには、地方独立行政法人の特性を生かしながら、経営基盤の確立に向けた更なる経営改善に、不断の努力をもって取り組まなければならない。</p>	<p><b>経営改善</b></p>	<p>安定した経営基盤の確立のための不断の努力による経営改善に取り組むこと。</p>

## 2. 大項目/中項目別

大項目	中項目(下線__は新設項目)	目標の要点
第1 中期目標の期間	令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間	法の規定により、3～5年間の期間内で設定
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割	病院間の機能分担・連携の推進、医療機能のニーズへの対応について記述
	2 市立病院として担うべき医療	救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療、がん医療、リハビリテーション医療、難病に対する医療などの担うべき医療など市立病院の役割について記述
	3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供	医療安全対策及びチーム医療の充実、コンプライアンスの徹底、患者サービスの向上について記述
	4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり	紹介・逆紹介の徹底、かかりつけ医に関する啓発、在宅医療への支援、地域医療への貢献、福祉保健施策への協力について記述
	5 健都における総合病院としての役割	健都における総合病院としての役割について記述
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 効果的・効率的な業務運営	組織マネジメント強化、目標管理の徹底について記述
	2 働きやすい職場環境の整備	医療職の人材確保・養成、医療従事者の研修・指導体制の充実、人事給与制度、働き方改革への対応について記述
第4 財務内容の改善に関する事項	1 経営基盤の確立	安定した経営基盤の確立について記述
	2 収益の確保と費用の節減	収益の確保、費用の節減について記述
第5 その他業務運営に関する事項	1 情報の提供	積極的な情報発信・適切な情報提供について記述
	2 環境に配慮した病院運営	省エネルギー・省資源の推進について記述

### 3. 小項目別

(●は重点事項、下線\_は新設項目)

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- **1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割**
  - ・高齢化の進展による疾病構造の多様化に対応し、患者の状態像に応じた適切な医療提供体制の検討
- **2 市立病院として担うべき医療**
  - (1) 総論
    - ・市立病院のあるべき姿を総論として明記
  - (2) 救急医療
    - ・ア 地域の医療機関との機能分担・連携に基づく円滑な応需体制の確保
    - ・イ 初期救急医療との役割分担を明記
  - (3) 小児医療・周産期医療
    - ・ア 地域の医療機関との連携に基づく二次救急医療機関の役割
    - ・イ 地域の周産期母子医療センターとの連携に基づく受入体制の確保
  - (4) 災害医療
    - ・ア 災害時における医療提供体制と医薬品等の確保体制の整備
    - ・イ 健康危機事象発生時における本市の担当部署等との連携に基づく中心的な役割
  - (5) 感染症医療
    - ・新興感染症拡大に備え、関係機関との連携による中核的な役割・積極的な啓発活動
  - (6) がん医療
    - ・ア 府指定のがん診療拠点病院として質的向上
    - ・イ がん予防医療の取組の実施
  - (7) リハビリテーション医療
    - ・患者の状態像に応じたりハビリによる在宅復帰への支援
  - (8) 難病に関する医療
    - ・難病指定医療機関として、難病患者への適切な医療・支援の実施
- **3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供**
  - (1) 安心安全な医療の提供
    - ・ア 医療の安全管理確保体制の整備
    - ・イ 医療安全対策の徹底、院内感染防止の取組
  - (2) チーム医療の充実
    - ・医療の質と安全性の向上のためのチーム医療の充実
  - (3) コンプライアンスの徹底
    - ・ア 行動規範と倫理に基づく適正な病院運営
    - ・イ 個人情報管理の徹底
  - (4) 患者サービスの向上
    - ・ア 患者の視点に立ったサービス向上
    - ・イ 患者に選ばれる病院を目指すこと
    - ・ウ ボランティアの受入れの推進及び活動の拡充

#### 4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

- (1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携
  - ・ア 紹介・逆紹介の徹底
  - ・イ かかりつけ医定着の啓発
- (2) 在宅医療の充実に向けた支援
  - ・ア 在宅医療関係機関との連携による退院支援
  - ・イ 在宅療養者の病状急変時の対応
  - ・ウ 地域医療ネットワークの連携の強化及び地域の医療水準の向上
- (3) 地域医療への貢献等
  - ・地域医療に携わる医療従事者の支援
- (4) 福祉保健施策への協力・連携
  - ・本市が行う高齢者・障がい者などへの福祉保健施策への協力

#### 5 健都における総合病院としての役割

- (1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携
  - ・国立循環器病研究センターとの機能分担・連携の推進
  - ・健都で進んでいるデータヘルスの取組への積極的な協力
- (2) 他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組
  - ・ア・イ 事業者等が実施する健康寿命の延伸に寄与する取組の支援

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1 効果的・効率的な業務運営

- ・目標管理の徹底など、組織マネジメントの強化
- ・業務効率化を図るデジタル技術の導入を検討

#### 2 働きやすい職場環境の整備

- (1) 医療職の人材確保・養成
  - ・ア 医療職の人材確保
  - ・イ 医療従事者の質の向上、研修や指導体制の充実
- (2) 人事給与制度
  - ・ア 法に基づき、かつ、職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮した給与制度
  - ・イ 職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用
- (3) 働き方改革への対応
  - ・職員の健康を守り能力を最大限に発揮できる働き方改革の推進

### 第4 財務内容の改善に関する事項

#### 1 経営基盤の確立

- 市立病院に求められる医療を安定的に継続して提供できることを前提とした経営改善

#### 2 収益の確保と費用の節減

- (1) 収益の確保
  - ・ア 収益の確保
  - ・イ 未収金の発生予防・早期回収に向けての対策
- (2) 費用の節減
  - ・ア 収益に見合った費用節減の目標設定
  - ・イ 人件費、経費の適正化
  - ・ウ 医薬品の適正管理・材料費の適正化

### 第5 その他業務運営に関する事項

#### 1 情報の提供

- 積極的な情報発信、適切な情報提供

#### 2 環境に配慮した病院運営

- 省エネルギー・省資源の推進等の取組